

ANTA NEWS

vol.239

2018

3・4

march/april



がんばろう！日本

巻頭言

「国内観光活性化フォーラムinとうち」の成果を活かそう／ANTA会長

特集「第13回 国内観光活性化フォーラムinとうち」が盛大に開催

第16回 常任理事会、第180回 理事会

新旅行業法及び旅行業法施行規則について

群馬県より本白根山噴火に関する正確な情報提供の周知依頼

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修

ANTA主催苦情対応勉強会

第14回 国内観光活性化フォーラムin福島

特別寄稿

特集 観光の宝庫 中国 西安市



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言

「国内観光活性化フォーラムinこうち」の成果を活かそう／ANTA二階会長 2

巻頭特集

「第13回 国内観光活性化フォーラムinこうち」が2月14日に盛大に開催！ 3～7

協会情報

第16回 常任理事会、第180回 理事会 8・9

新旅行業法及び旅行業法施行規則（平成30年1月4日施行）について 10～12

群馬県 本白根山噴火に関する正確な情報提供の周知依頼 13

観光庁 高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報提供の周知依頼 ... 13

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修 14

ANTA主催苦情対応勉強会 15

第14回 国内観光活性化フォーラムin福島 16

平成29年度 国内旅程管理研修 16

特集 観光の宝庫 中国 シルクロードの起点・古都 西安市 18・19

支部だより（群馬県支部・山梨県支部・大阪府支部・長崎県支部） 20～23

お知らせ（京都府旅行業協同組合） 24

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 26

平成29年12月・30年1月 正会員入会者・退会者 36・37

（株）全旅からのお知らせ 38・39

パズルでひと息／全旅協の動き 40

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」（第6回）..... 27・28

連載「添乗からのメッセージ」（第46回） 31・32



国内観光活性化フォーラム



国内観光活性化フォーラム



国内観光活性化フォーラム



全旅インバウンド商談会



〈表紙の写真〉
観音寺川の桜
かんのんじかのさくら
川桁駅の北100mから約
1kmにわたり、観音寺川両
岸に見られるサクラの名
所。夜は七色にライトアップ
され、桜まつりの期間は模
擬出店もあります。東北桜
の札所11番に登録。

週刊トラベルジャーナルは1964年に創刊した
日本で最も実績のある観光ビジネス専門誌です。
政府が推進する観光立国や地方創生の実現に向け、
観光をキーワードにした
さまざまなビジネスのヒントを掲載しています。

❖ トラベルジャーナルが
読まれる理由
❖ 他の専門紙・業界紙
では読めない
特集企画・執筆陣が充実
❖ 時代の変化に取り残されない
国内・訪日・海外旅行
ビジネスのヒントが満載
❖ 旅行業経営者だけでなく
自治体・政府関係者など
観光のキーパーソンが購読



年間購読料
2万7000円＋税

今なら10%OFF

FAX

割引キャンペーンの
資料（見本誌付）請求は
必要事項ご記入の上、
ファクスまたは
Eメールで

資料請求します
住所
御社名
御名前
電話番号
Eメール

株式会社トラベルジャーナル
〒102-0082 東京都千代田区一番町 13-3 ラウンドクロス一番町
TEL:03-6685-0010 FAX:03-6685-0029 E-Mail:kodoku@tjnet.co.jp
URL:www.tjnet.co.jp



第13回国内観光活性化フォーラム in こうち(平成30年2月14日)



オープニングアトラクション・よさこい演舞

全国旅行業協会は、平成30年2月14日(水)に「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」を高知県高知市の高知県立県民文化ホールにて、当協会の主催、(株)全旅の共催により盛大に開催した。当日は、47都道府県の会員旅行会社をはじめ、都道府県観光行政関係者、受入機関(運輸・宿泊関係者)、マスコミ、地元の高中生及び一般来訪者など合わせて1,200名を上回る来場者で大いに賑わった。

第13回目となる今回のフォーラムは、国土交通省、経済産業省、観光庁、地元高知県をはじめとする47都道府県、高知県内の34の市町村、(公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行協会、(一社)日本旅館協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、(公財)高知県観光コンベンション協会ほかの後援により、「でかけよう四国よさこい!土佐こい!」

「はじめは幕末維新の国から龍馬とたたきもちゆうきょうこそ志国高知へ」のスローガンにより開催された。本フォーラムは、13時30分より開会され、オープニングアトラクションとして「よさこい演舞」の披露に続き、山中盛世地元実行委員会委員長による力強い開会宣言が行われた。その後、



(開会挨拶) 山中盛世地元実行委員会委員長

特集

「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」が2月14日に盛大に開催
1,200名もの来場者が、志国高知の魅力を堪能

巻頭言



「国内観光活性化フォーラム in こうち」の成果を活かそう



一般社団法人 全国旅行業協会

会長 二階 俊成

3月を迎え、春の訪れが至る所で感じられるようになって参りました。

本年は1月末以降の寒波の到来により、全国各地で大雪に見舞われ、北陸地方の豪雪をはじめ、全国各地で生活、交通など大きな混乱が生じています。

1月末には群馬県の草津本白根山が突然噴火し、スキー場周辺で死傷者が発生しました。草津温泉街は本白根山と5キロメートル以上離れており、被害やその他の影響はなく、当協会としても会員への正確な情報の提供と風評被害の払拭、草津温泉への送客支援を呼びかけているところです。

さて、去る2月14日に、明治維新150周年の節目を迎えた高知県高知市において、当協会最大のイベントである「第13回国内観光活性化フォーラム in こうち」が開催され、全国47都道府県支部の代表やご来賓、観光産業関係者など1,200名を上回る皆様にご参集頂き、田村観光庁長官と尾崎高知県知事、黒笹高知大学特任教授より誠に示唆に富んだ講演も頂くなど大成功を収めました。全旅協の結束力を内外にお示しする貴重な機会になったと思います。高知にご参集頂いた各支部代表の皆さん、1年間をかけてこの日のために開催の準備に頑張って頂いた地元高知県支部実行委員会の皆さん、大変ご苦労さまでした。

また、次のフォーラムは、来年2月に平成23年の東日本大震災以降、はじめて東北地方の福島県郡山市で開催する予定です。ご支援、ご協力をお願いします。

ところで、昨年6月に公布された旅行業法改正が、本年1月4日から施行されました。今回の改正では、旅行業者に選任されている旅行業務取扱管理者に対する定期研修の義務付け、「旅行サービス手配業者」の登録制度の創設など規制が強化されました。会員の皆様におかれましては、旅行取引の適正化、旅行の安全確保のための法改正への対応に万全を期して頂きたいと思います。協会としても、改正内容について会員への周知と指導に努めて参ります。

さらに、旅行催行時において緊急重大事故が発生した場合における会員の対応を向上する制度の構築に努めて参りましたが、この度、全旅協会員向けの旅行災害補償制度の中に、重大事故発生時の緊急サポートと支援制度利用に要する費用の補償を内容とする団体保険が創設され、本年4月から開始されることになりました。万一の際の旅行参加者の安全確保のため、この制度を積極的に活用して頂きたいと思います。

観光が明るくなれば世の中は必ず明るくなります。春の旅行シーズンを迎え、全国の会員の皆様の一層の奮起を期待しております。

賞3作品の受賞が発表され、近藤副会長から受賞者に表彰状及び副賞が授与された後、大原審査委員長より審査講評が行われた。

引き続き、國谷一男副会長より、平成30年度に、「高知県送客キャンペーン」として自治体とも連携して全国から高知県に3万人の送客を目標に活動を展開することが提案され、会場の賛同の拍手で採択された。



(表彰式) 学生がつくる着地型旅行プランコンテスト受賞者



(次回開催地の引継式) 山中盛世議長(四国)と高橋幸司議長(東北)

像の上映後、紺野平福島県支部長より開催の決意表明と全国支部会員の積極的な参加について要請がなされた。

最後に、永野末光副会長よりフォーラムの締めくくりとして、閉会挨拶がなされ盛会裏に終了した。



(ANTA草津温泉支援決議の提案) 永野末光副会長



(高知県送客キャンペーンの提案) 國谷一男副会長



(次回開催地挨拶) 紺野平福島県支部長

草津町本白根山において、水蒸気噴火が発生したことに伴い、国や道府県が公表する情報を踏まえて、会員や旅行者に対して正確な情報を提供すること、また、正確な情報の収集に努め、旅行者等からの問い合せに対して適切に対応し、風評被害の払拭と草津温泉への送客支援に努めることにANTA会員が一丸となって取り組むことを内容とする「ANTA草津温泉支援決議」が提案され、満場一致の拍手をもって決議された。

主催者挨拶として、当協会の二階会長より、「高知は多くの偉人を生んだ日本の歴史にとって重要な地。観光、旅行産業の発展は、高知県から火をつけられ大きく飛躍できるはず。皆様の一層の協力、リーダーシップを期待したい。」と力強い決意を述べられた。引き続き、高知県の尾



(歓迎挨拶) 尾崎正直高知県知事



(主催者挨拶) 二階俊博会長



(基調講演) 田村明比古観光庁長官(写真提供:観光経済新聞社)



(歓迎挨拶) 岡崎誠也高知市長



(記念講演) 黒笹慈機 高知大学地域協働学部・地域連携推進センター特任教授



(記念講演) 尾崎正直高知県知事

高知県知事より、「志の国高知の挑戦!!」産業振興における観光とその展開、また、高知大学地域協働学部・地域連携推進センターの黒笹慈機特任教授より「高知県における新しい自然体験型ツーリズムのカタチ」を演題とした講演

がそれぞれ行われ、会場の参加者は熱心に聞き入っていた。

その後、表彰式に移り、「石川県送客キャンペーン」優秀会員表彰が行われた。「石川県送客キャンペーン」は、昨年石川県金沢市で開催された「第12回国内観光活性化フォーラムinいしかわ」の開催を契機として、自治体とも連携して全国から石川県に3万人以上の送客を目標に活動を展開することが、決議されたものである。その結果、石川県への送客人数が63,032人と目標が達成され、その表彰基準に基づき多くの送客を行った会員への表彰として4社が選出され、本部長、商業科教諭、大原信男氏において審査した結果、「ブラバール」手ぶらで須崎を満喫し、良縁祈願ツアー(高知県立須崎高等学校、松岡茉莉子さん、尾崎瑠花さん、下元永遠さん、井上まりもさん、西森楓さん、鍋島歩さん)が最優秀賞を受賞し、優秀賞2作品、特別



(表彰式) 石川県送客キャンペーン優秀会員

石川県送客キャンペーン結果

平成29年3月3日に石川県金沢市で開催された「第12回国内観光活性化フォーラムinいしかわ」において、フォーラム開催を契機として、石川県並びに関係市町村と連携して、全国旅行業協会の5600社の会員のネットワークを活かして平成29年度に石川県に3万人以上の送客を目標に活動を展開する「石川県送客キャンペーン」が採択され、平成29年4月1日～12月31日までの9ヶ月間の実施された。

本キャンペーンは、上記の期間中、会員旅行会社が石川県に送客し、1泊以上の旅行で、会員が所属するエリアが、北信越の場合は500人泊以上、関東・京浜・東海・近畿の場合は300人泊以上、その他のエリアは100人泊以上の延べ人数を送客した旅行を対象として実施され、送客延べ人数（泊人数）63,032名のうち、4件（2,383人泊）の申込みがなされ、下記の4社が入賞した。入賞会員は、2月14日（水）開催の「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」において表彰され、当協会の近藤副会長より表彰状及び記念品が授与された。

《入賞会員 4社》

- ・最優秀会員 （株）ビーエス（秋田県知事登録 第2種62号）
- ・優秀会員 （株）福島ビーエス観光（福島県知事登録 第3種130号）
- ・準優秀会員 福島観光自動車（株）（福島県知事登録 第2種82号）
- ・準優秀会員 （有）北日本ビーエス観光（青森県知事登録 第2種124号）

「全旅インバウンド商談会 in こうち」の開催 ／（株）全旅



「全旅インバウンド商談会inこうち」が（株）全旅の主催、当協会の後援により、フォーラム前日の2月13日（火）に城西館にて開催された。

本商談会は、日本側から当協会会員、受入会員、観光行政等が参加、海外側からは中国及び台湾からの現地旅行業者、訪日旅行専門ランドオペレーターの32社42名が参加し、日本側からは着地型旅行商品（地旅）を企画・造成している会員旅行業者並びに海外からの誘客を積極的に推進している観光行政の参加者42団体がデスクを設置し、招待したアウトバウンドを取扱う旅行業者との間で、それぞれ個別にインバウンド商談を行った。

終了後には、（株）全旅の主催による懇親会が盛大に開催された。

ANTA草津温泉支援決議

本年1月23日午前、群馬県草津町本白根山（もとしらねさん）の水蒸気噴火が発生しました。この度の噴火によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された皆様の一日も早い回復をお祈りします。

草津温泉街と本白根山とは、5キロメートル以上離れており、被害やその他の影響はなく、普段どおりにご利用いただける状況とのことです。

草津温泉は、湯煙舞う地域のシンボル「湯畑」、「湯もみ」など、温泉地らしい風情が楽しめ、温泉街の活性化に地域ぐるみで取り組んでいる我が国を代表する温泉地の一つであり、観光業は草津町の基幹産業となっています。

現在、本白根山の噴火口周辺の一部を除き、各スキー場の営業やイベントは例年通り実施され、春の旅行シーズンに向けて観光客の受入の体制が整っています。

一般社団法人全国旅行業協会は、この度の本白根山の噴火による風評被害の発生の防止と正確な情報の提供のため、高知県高知市での「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」に、全国5600社の会員の代表が参集する機会に、ANTA会員が一丸となって下記のとおり取り組むことを決議します。

記

1. 国や都道府県が公表する情報を踏まえて、会員や旅行者に対して正確な情報を提供すること。
2. 正確な情報の収集に努め、旅行者等からの問い合わせに対して適切に対応し、風評被害の払拭と草津温泉への送客支援に努めること。

（於：高知県高知市）

「学生がつくる高知県の着地型旅行プランコンテスト」受賞者の決定

当協会は、「第13回国内観光活性化フォーラムinいしかわ」の開催に当たり、「学生がつくる高知県の着地型旅行プランコンテスト」を実施した。本コンテストは、若者の発想で斬新なアイデアに富んだ旅行商品の企画募集を、四国4県在住の高校生以上で学校に在籍する学生を対象に実施し、16作品（26名）の応募があった。

応募作品について、審査委員会（委員長 高知県立須崎高等学校 総務部長・商業科教諭 大原信男氏）において審査した結果、下記のとおり、最優秀賞1組、優秀賞2組、特別賞3組の受賞者が選定され、2月14日開催の「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」において、表彰された。

《審査結果》

【最優秀賞：1組】

- ・「ブラベル 〜手ぶらで須崎を満喫し、良縁祈願ツアー〜」（高知県立須崎高校 松岡茉莉子、尾崎瑠花、下元永遠、井上まりも、西森楓、鍋島歩）

【優秀賞：2組】

- ・「高知の食が詰まった皿鉢ツアー！ みんなあ高知でおなかいっぱいにならんかよ!」（高知市立高知商業高校 片岡美月）
- ・「高知の自然知っちゃうかえ?」（高知市立高知商業高校 松田修幸、北澤宏海）

【特別賞：3組】

- ・「親子で遊ぶ夏休み満喫ツアー イン高知」（高知市立高知商業高校 西内愛実、坂本楓子）
- ・「仁淀川町で自然を感じて疲れを癒そうツアー」（高知市立高知商業高校 高井麻帆）
- ・「本気で痩せたいあなたへ 〜超短期間ダイエットin 春野〜」（高知市立高知商業高校 中内千咲）



（開会挨拶）山中盛世実行委員会委員長



（オープニングアトラクション）山田太鼓



（来賓祝辞）志村格日本旅行業協会理事長



（主催者挨拶）二階俊博会長



（閉会挨拶）近藤副会長



（歓迎・乾杯挨拶）浜田英宏高知県議会議長

その後、会場を三翠園に移し、地元実行委員会主催による懇親交流会が、全国、地元四国からの参加会員700名が参加し、盛大な懇親交流会が開催された。

まず、山田太鼓によるオープニングアトラクションが披露された後、山中地元実行委員会委員長の開会挨拶と二階会長による主催者挨拶で幕

を開け、志村格日本旅行業協会理事長の来賓祝辞、続いて、浜田英宏高知県議会議長のご挨拶と乾杯で懇親会が始まった。

アトラクションでは、土佐おもてなし海援隊による幕末維新博ステーションの披露、2017年よさこい鳴子踊り本番映像がスクリーン上映されるなど華やかな場になり、近藤副会長による閉

会挨拶で成功裡に終了した。

フォーラムの翌日にあたる2月15日（木）には、エクスカーション「龍馬コース」「幕末の異端絵師「金蔵」・維新の成功者岩崎弥太郎のルーツを訪ねて」「土佐の高知で「ゴルフ三昧」「今も残る酒造の道と歴史ある町並み散策」が実施され、10支部104名が参加し、地元の豊かな観光資源を巡った。



第16回常任理事会(平成30年1月10日)

第16回常任理事会 第180回理事会

第16回常任理事会

第16回常任理事会が、平成30年1月10日(水)12時より全旅協本部会議室で開催された。

会議の冒頭、二階会長より開会挨拶がなされた後、来賓の(株)全旅中間幹夫社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、各委員長より以下の活動報告がなされた。

「試験研修委員会」11月14日開催…①平成29年度資格者研修の実施予定、②旅行業法改正に伴う検討課題、③平成30年度試験研修事業計画(案)

「苦情弁済委員会」11月16日開催…①旅行業法改定に伴う規約の変更、②平成30年度苦情対応勉強会の実施方針、③平成30年度苦情弁済事業計画(案)、④認証申出案件

「指導調査委員会」11月9日開催…①平成30年度社員指導、調査・広報、情報宣伝事業

計画(案)、②事故対策要領の一部見直し、③平成30年度以降のカード型統一外務員証の利用促進キャンペーンの継続、④旅行業法改正に伴う説明会の開催

「経営推進委員会」12月13日開催…①平成30年度経営推進事業計画(案)、②保険部会の構成

「総務財務委員会」8月23日開催…①総務財務委員会の当面の検討課題

その他、地方支部長連絡会活動状況報告、旅行業法改正に伴う経過措置等、平成29年度国内旅程管理研修の実施結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施、旅行サービス手配業者(協力会員)の入会手続の



第16回常任理事会(平成30年1月10日)

開始、第13回国内観光活性化フォーラムinこうちの開催準備状況、第14回国内観光活性化フォーラムin福島の開催準備状況、第15回国内観光活性化フォーラム開催地の立候補調査、国際観光旅客税(仮称)制度の創設、重大事故支援システム付き旅行災害補償制度導入の検討について報告された。



第180回理事会(平成30年1月11日)

引き続き協議事項に入り、以下の審議が行われた。

1. 規約等の一部変更(案)

平成30年1月4日から施行された旅行業法の一部改正に伴い、弁済業務規約の一部変更及び協力会員その他の営業所会費の設定について提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に提案することとなった。

2. 新規入会申込者(案)

新規入会申込者として、条件なし入会3支部4社、条件付き入会17支部42社の入会申込みについて提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に報告することとなった。

3. 平成30年度会議年間スケジュール(案)

平成30年度会議開催年間スケジュール(案)について提案され、協議の結果原案通り承認された。

4. カード型統一外務員証の利用促進キャンペーンの継続実施等

カード型統一外務員証の利用促進キャンペーン期間が平成30年3月31日までであるが、申請者が多いこと及び平成32年まで登録更新者が多く見

込まれることから、キャンペーン期間を3年延長し平成33年3月31日まで継続することについて提案され、協議の結果原案通り承認された。

第180回理事会が、平成30年1月11日(木)10時より、コートヤードマリオット銀座東武ホテルで開催された。

会議の冒頭、永野副会長より開会挨拶がなされた後、近藤副会長が議長となり、議題が進行された。

議題として、規約等の一部改正(案)について審議された。

主な内容は次のとおり。

議題1. 規約等の一部改正(案)

規約等の一部改正について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

審議終了後、報告事項に入り、常任委員会の活動状況、旅行業法改正に伴う経



第180回理事会(平成30年1月11日)

過措置等、旅行サービス手配業者(協力会員)の入会手続の開始、平成29年度国内旅程管理研修の実施結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施予定、新規入会申込者、第13回国内観光活性化フォーラムinこうちの開催状況、第14回国内観光活性化フォーラムin福島の開催準備状況、国際観光旅客税(仮称)制度の創設などについて報告された。

新旅行業法及び旅行業法施行規則（平成30年1月4日施行）について

一般社団法人 全国旅行業協会

平成29年の通常国会において成立した旅行業法及び通訳案内士法の一部改正法が平成30年1月4日から施行された（以下「新旅行業法」という）。今回の法改正について、その背景、規制緩和、規制強化等の内容は以下のとおり。

1. 法律改正の背景

観光庁は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、着地型旅行の促進の環境整備及びランドオペレーター業務の適正化のための制度を旅行業法に追加した。

（1）地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供を促進するための環境整備

（2）一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態

① 旅行の安全性低下事案の発生

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故に関して、旅行商品の質の確保を図るため、ランドオペレーター業務の適正化を図ることが急務とされた。

② 取引の公正を脅かす事案の発生

訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした免税店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、訪日外国人旅行者の保

護を図るため、ランドオペレーターの業務の適正化を図ることが急務とされた。

2. 地域体験・交流型旅行商品の販売促進、ホテル・旅館の旅行業への参入の容易化（規制緩和）

（1）旅行業務取扱管理者の兼務の条件付き解禁

従来の旅行業法では1営業所毎に1人以上の取扱管理者の選任が義務づけられていたが、今回の改正ではこれが緩和され、「複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるとき」には、複数の営業所を通じて1人で足りるとされた。（法第11条の2第5項）

この旅行業務取扱管理者の複数営業所兼務を認める要件として、（i）営業所間の距離の合計が40km以下であること、（ii）申請者が地域限定旅行者であること、（iii）当該複数の営業所の前事業年度の合計が1億円以下であることと定められた。（省令第10条の2、第10条の3）

（2）地域限定旅行者の取扱区域の見直し

地域限定旅行者の企画旅行・手配旅行の取扱区域は、自らの営業所

の存する市町村及びその市町村に隣接する市町村に限定されている（募集型企画旅行商品の企画・販売に関しては、第3種旅行者も同様です）。今後、隣接する市町村の隣に空港、拠点駅等がある場合等には、営業区域に含めるよう、今後、関係告示の改正が行われる見込である。

3. 地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設

（1）地域限定旅行業務取扱管理者の試験制度の創設

旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務取扱管理者試験が追加された。（法第11条の3第2項）

（2）地域限定旅行者による選任

地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を、「地域限定旅行業務取扱管理者」として選任できることとなった。（法第11条の2第6項第1号）

4. 旅行業務取扱管理者による安全管理等の強化（規制強化）

（1）旅行業務取扱管理者定期研修受講の義務付け

旅行者又は旅行者代理業者

定められた。（省令第46条）

② 資格取得の方法

旅行サービス手配業務取扱管理者は、観光庁長官の登録を受けた「登録研修機関」が行う研修を修了すれば、資格を取得できる。（法第28条第5項）

③ 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任義務付け

旅行サービス手配業者は、「営業所ごとに、1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して」管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。この場合、複数の営業所での取扱管理者の兼務は認められない。（法第28条第1項）

また、国内又は総合の「旅行業務取扱管理者試験」に合格した者は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講してなくても、旅行サービス手配業務取扱管理者に選任することができる。（法第28条第5項第1号、第2号）

④ 定期的な研修受講の義務付け

⑤ 苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

⑥ 契約時の書面事項

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、旅行サービス手配業務の適切な実施を担保するために契約の相手方に対して国土交通省令で定める書面を交付しなければならない。（法第30条）

国土交通省令では、（i）取引をすすめる者の商号・住所等、（ii）旅行者に提供すべき旅行サービスの内容、（iii）旅行サービス手配業者が旅行サービス

（以下、「旅行者等」という）は、その旅行業務取扱管理者について、「5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する定期的な研修」を受講させなければならない。（法第11条の2第7項）

選任されている旅行業務取扱管理者の研修受講は、登録更新の際の要件となる。（省令第10条の6）

また、研修内容として、法令・約款の改正事項や安全な貸切バス事業者選定のための知識等、安全な旅行の提供に必要な最新の実務知識等が科目となる。旅行者等がこの規定を守らない場合には、観光庁長官は、警告、命令ができること、その命令に違反した場合には30万円以下の罰金に処することになった。（法第11条の2第8項、第9項、法第79条第5号）

（2）苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

（3）旅行者等の通訳案内士に係る説明事項の追加

旅行者等が、旅行者に対して書面を交付することにより説明する取引条件として、「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」の

記載が必要となった。（法第12条の4第2項）

（4）旅行業務に関する契約時の書面事項

新旅行業法において旅行者等は、旅行業務に関する契約を締結したときは、旅行者以外の契約の相手方に対しても国土交通省令で定める書面を交付しなければならない。（法第12条の5第3項、第4項）

国土交通省令では、（i）旅行サービス提供者の氏名又は商号もしくは名称及び住所、（ii）旅行者の氏名又は商号もしくは名称及び住所並びに登録番号、（iii）旅行者が旅行サービス提供者から提供を受けることができるサービスの内容、（iv）旅行サービス提供者に支払う対価（及び旅行サービス提供者が住宅宿泊事業者である場合は旅行業務取扱料金）に関する事項、（v）旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地、（vi）当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名、（vii）契約締結の年月日が、サービス提供依頼書面に記載する事項として定められた。なお、情報通信技術の利用も可能。（省令第27条の4、第27条の5）

（以下、「旅行サービス手配業」制度の追加）

5. 「旅行サービス手配業」制度の追加

（1）登録制度の導入

① 登録の義務づけ

「旅行サービス手配業者」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」とい

（2）「旅行サービス手配業務取扱管理者」制度の創設

① 旅行サービス手配業務取扱管理者の行う事務

新旅行業法において、旅行サービス手配業者はその営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならない。この旅行サービス手配業務取扱管理者が行う事務として、国土交通省令では、（i）書面の交付、（ii）苦情の処理、（iii）契約の重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管等が

手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱料金、（iv）旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称・所在地、（v）旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名、（vi）契約締結の年月日等が定められた。なお、情報通信技術の利用も可能。（省令第49条、第50条）

⑦ 禁止行為

旅行サービス手配業者は、その業務に関し取引をする者に対し、重要な事項の不告知又は不実の告知、債務履行の不当な遅延、違法な営業を行っている免税店への連れ回し等の信用を失墜する行為が禁止される。（法第31条第1項、第2項、第3項）

この禁止行為として、（i）法令に違反する行為のあつせんや便宜供与（違法な営業を行っている免税店への連れ回し行為など）、（ii）企画旅行の実施に当たり、運送サービスを提供する者に対し輸送の安全の確保を不当に阻害する行為（下限割れ運賃での貸切バスの手配など）が定められた。（省令第52条）

⑧ 登録行政庁の監督

⑨ 登録簿の閲覧

（3）既存の旅行者等が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱

① 旅行者

既存の旅行者が旅行サービス代行行為を行う場合には、旅行サービス手配業の登録（法第23条）を受けなくとも行うことができる。（法第34条第1項）

② 旅行者代理業者

旅行者代理業者が行う旅行業

務については、法第23条の旅行サービス手配業者の登録の規定は適用されない。(法第34条第2項)

6. 旅行業協会の業務の追加（「旅行サービス手配業」関係）

（1）旅行業協会の「指定」に関する要件の追加

旅行業協会の指定に関して「旅行サービス手配業者」に関する事項が追加された。(法第41条)また、旅行業協会の「業務」について、苦情の解決(第1号)、研修(第2号)、指導(第4号)、調査・研究・広報(第5号)の各号に、「旅行サービス手配業務」が追加された。(法第42条)

なお、旅行サービス手配業者には営業保証金の供託の義務付けは無い(第3号)弁済業務の対象にはならない。

（2）社員（旅行サービス手配業者）の「資格及び加入」

旅行業協会は、社員の資格について、旅行者、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはならない。(法第43条第1項)また、旅行サービス手配業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒否してはならない。(法第43条第2項)

法改正に伴い、当協会では昨年12月に開催した臨時総会において、新たに「協力会員」制度を定款に追加し、旅行サービス手配業者の協会加入に対応しているところである。

7. 法令違反行為を行った者の氏名等の公表、罰則の強化、暴力団等の登録拒否

（1）法令違反の行為者の氏名等の公表

① 無登録営業をした者への懲役刑の追加

改正前は旅行業を無登録で営んだ者に対する罰則は、100万円以下の罰金が処されていたが、今回の改正で「1年以下の懲役」が追加された。この場合、懲役と罰金は併科する(両方適用することもある)。(法第74条)また、これまで罰金刑だけが科されていた条項に懲役刑が追加された。(法第76条)

② 旅行サービス手配業者への罰則の追加

（3）暴力団員等の登録拒否の追加
暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者)、並びに暴力団員等がその事業活動を支配する者について、登録拒否の規定が追加された。なお、暴力団員等であるか否かの事実については、管轄する都道府県の登録行政庁に問い合わせれば確認できるようになる。(法第6条第1項第3号、第8号)

8. 経過措置

（1）旅行業法の一部改正に伴う経過措置

改正旅行業法施行後、法第28条第5項(旅行サービス手配業務取扱管理者)の規定は施行日から6ヵ月間は適用されない。(法附則第5条第2項)

項)それまでの間(平成30年7月3日までは、「旅行サービス手配業務取扱管理者」の代わりに「その事業の遂行のために必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」によって旅行サービス手配業務を行うことが認められる。(法附則第5条第3項)

（2）法律の施行に関し必要な経過措置

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政

令で定められる。(法附則第24条)

なお、このたびの旅行業法改正関係の詳細については、会員専用ホームページで確認されたい。

改正旅行業法(平成30年1月4日施行)及び関連通達等(当協会会員専用ホームページ)

<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3774.html>

改正旅行業法説明会の開催

当協会及びJATAでは改正内容を含めた改正旅行業法説明会を全国7会場(札幌(1月19日)、仙台(1月18日)、東京(1月10日)、名古屋(1月24日)、大阪(1月29日)、福岡(2月8日)、那覇(1月15日))で開催した。ANTA会員の申込者数は403名(札幌45名、仙台40名、東京158名、名古屋35名、大阪92名、福岡33名、那覇26名)、参加者数は352名(札幌38名、仙台36名、東京132名、名古屋22名、大阪73名、福岡28名、那覇23名)。



改正旅行業法説明会(仙台会場 1月18日)

なお、会員専用ホームページには、説明会資料を掲載しているので、ご確認されたい。

群馬県より本白根山噴火に関する正確な情報提供の周知依頼 観光庁より高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報提供の周知依頼

本白根山噴火に関する正確な情報提供 (群馬県)

気象庁は、本白根山の噴火が発生したことに伴い、1月23日に草津白根山に火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)を発表した。

この発表を受け、本白根山鏡池付近の火口から半径2km以内に限り、立入規制が実施されている。

このような事態を受け、警戒区域外である草津温泉及びその周辺観光施設においても、噴火に関する風評被害による観光需要への悪影響が生じており、群馬県から関係省庁に正確な情報発信、風評被害対策の実施等に係る要望が提出されている。また、当協会にも群馬県支部を通じて、旅行者又は旅行予定者からの問い合わせなどに対して、政府や都道府県、市町村等の公表する情報を踏まえ、正確な情報提供を行うよう周知の依頼がなされた。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて会員への周知を行った。

また、当協会では1月31日付

で支部事務局を通じて草津本白根山の噴火の影響による旅行キャンセル発生状況調査について緊急調査を行い、48社が噴火の影響を受け、キャンセル件数101件、キャンセル人数1,486人と判明した。調査結果を受けて、当協会では2月14日(水)に開催された第13回国内観光活性化フォーラムinこうち終了後、正確な情報提供の発信と風評被害の払拭及び草津温泉への送客支援に努めることをANTA会員が一丸となって取り組むことを内容とした「ANTA草津温泉支援決議」を決議した。

本白根山噴火に関する正確な情報提供について(当協会会員専用ホームページ)

<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3829.html>

蔵王山の噴火警戒レベルの引き上げ (観光庁)

観光庁は、気象庁が1月30日付で蔵王山の噴火警戒レベル

を1(活火山であることに留意)から2(火山周辺規制)へ引き上げたことに伴い文書を出し、引き続き、正確な情報の収集に努め、旅行者又は旅行予定者からの問合せなどには、政府や都道府県等関係機関が公表する情報も踏まえ、正確な情報提供を図るよう、周知依頼を行った。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

蔵王山の噴火警戒レベルの引き上げについて(当協会会員専用ホームページ)

<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3827.html>

高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報提供 (観光庁)

農林水産省及び香川県より、1月11日に香川県さぬき市の鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ疑似患者が確認されたこと

草津本白根山の噴火の影響による旅行キャンセル発生状況調査の御礼

当協会では、このたびの草津本白根山の噴火により、スキー旅行を中心としたキャンセルが発生しているとの報道を受け、各会員における草津温泉方面への旅行キャンセルの発生状況について、1月31日に支部を通じて緊急調査を実施いたしました。

調査の結果、48社が噴火の影響によるキャンセルが発生し、キャンセル件数101件(1月24日～31日22件、2月1日～8日18件、2月9日以降61件)、キャンセル人数1,486人(1月24日～31日279人、2月1日～8日202人、2月9日以降1,005人)と判明しました。

本調査結果をもとに、正確な情報提供、風評被害の払拭などを図り、草津温泉への送客支援を行って参ります。ご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。引き続き、協会運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

が公表された。
観光庁では、これらの公表に伴い、今後、農林水産省、香川県庁の発表資料等により鳥インフルエンザに関する正確な情報の収集に努め、旅行者又は旅行予定者に対して正確な情報提供を図るよう、1月11日付文書により、当協会に対して会員への周知依頼がなされた。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

香川県さぬき市における高病原性鳥インフルエンザ疑似患者の確認(当協会会員専用ホームページ)

<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3817.html>

平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修 新業法に対応し、札幌市・さいたま市で開催

当協会主催により全国10会場で開催される平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修（以下「定期研修」）が、札幌市会場で平成30年1月29日（月）、さいたま市会場で2月8日（木）、それぞれ開催された。

この定期研修は、当協会では従前の旅行業法において努力義務条項により旅行業務取扱管理者資格者研修として開催していたもので、本年1月4日施行の旅行業法の改正に伴い、選任された旅行業務取扱管理者（以下「選任管理

者」）の受講が義務化され、旅行業協会の法定業務に追加されたことから、カリキュラム・教材等の見直しを行い、新たな研修として実施することとなった。

改正旅行業法第11条の2第7項では、旅行業者及び旅行業



札幌市会場



さいたま市会場

者代理業者は、選任管理者について、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を5年ごとに受けさせなければならぬと規定された。また、旅行業法施行要領第二―3―4)②及び第四―1―では、定期研修の修了証書の写しが旅行業の更新登録及び旅行業等の新規登録の際の添付書類とされ（※1）、同要領第七―4―9)では、受講修了していない場合は旅行業等の登録の拒否事由に該当すること（※2）、旅行業者代理業者は所属旅行業者の更新登録の時期に合わせて受講することなどが規定された。（※1 直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した選任管理者を除く。※2 通達により経過措置が設けられ（平成29年12月28日付観観産第622号）、平成32年（2020年）3月31日までの間に、旅行業登録の有効期間満了日の2ヶ月前までに当たる日となる旅行業者においては、更新登録の申請に際し、平成32年3月31日までに確実に研修受講する旨の誓約書を登録行政庁に提出し、研修修了後に修了証書の写しを届け出る。）

研修当日は、札幌市会場が

（一社）全国旅行業協会 石川県支部移転のお知らせ

（電話番号、FAX番号の変更はありません）

新所在地：〒920-0941

石川県金沢市旭町2-8-45 旭ビル102号

電話番号：076-223-4177 FAX番号：076-223-4178

ANTA主催苦情対応勉強会

ANTA主催苦情対応勉強会を広島、兵庫で開催

ANTA苦情対応勉強会が広島市、神戸市においてそれぞれ開催された。

●広島会場（Rec文化センター）平成29年12月12日（火）

当日は、25名が参加し、冒頭、花岡正雄広島県支部長より挨拶がなされた後、13時35分より、勉強会がスタートした。

勉強会の第一部は、山本厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q&A

方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に関係する民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例について解説がなされた。

休憩後の第2部では、中川宜和苦情弁済副委員長（奈良県支部長）が講師となり、苦情対応の基本及び苦情対応の実践について、実例を挟みながら、苦情対応の基本やプロの「旅行者」としてのお客様への向き合い方等について講義がなされた。

その後、質疑応答、新旅行業法の概要について説明がなされ、

最後に三輪敦朗広島県支部長による挨拶で閉会した。

●兵庫会場（ザ・マールカスクエア神戸）平成29年12月13日（水）

当日は、44名が参加し、冒頭、山口嘉幸兵庫県支部長より挨拶がなされた後、13時35分より勉強会がスタートした。

勉強会の第一部は、山本厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q&A

方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に関係する民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例について解説がなされた。

休憩後の第2部では、中川宜和苦情弁済副委員長（奈良

県支部長）が講師となり、苦情対応の基本及び苦情対応の実践について、実例を挟みながら、苦情対応の基本やプロの「旅行者」としてのお客様への向き合い方等について講義がなされた。

第2部終了後は、大西洋平運営委員（兵庫県支部）より「事前に会員から寄せられた質問への回答」の時間が設けられ、取引条件書面についての説



山口嘉幸兵庫県支部長による開会挨拶

全旅協会員専用ホームページの パスワード更新のお知らせ

当協会では、平成30年4月1日より全旅協会員専用ホームページへログインするためのパスワードを更新いたします。

会員の皆様へは、ANTAニュース3・4月号に新たなパスワードを記載した「全旅協会員専用ホームページのパスワード更新のご案内」を同封しておりますのでご確認ください。

今後とも、会員の皆さまの役に立つ迅速な情報提供に努めて参りますので、会員専用ホームページを是非ご活用いただきますようよろしくお願い致します。

明、募集型企画旅行と受注型企画旅行との違い、苦情が訴訟へと発展してしまった際の留意事項について説明がなされた。その後、改めて質疑応答がなされ、勉強会は盛況のうちに終了した。



三輪敦朗副支部長による開会挨拶



中川宜和苦情弁済副委員長（奈良県支部長）



山本厚弁護士

16



群馬県支部

冬の銀山温泉！ 山形の新しい魅力を発見！ 研修旅行を実施



群馬支部（群馬県旅行業協会）では、12月11日～12日の1泊2日の日程で山形への研修旅行を実施しました。本研修は、昨年11月4日に東北中央自動車道 福島大笹生IC～米沢北IC【無料区間】が開通したことにより、山形県への旅行が更に行きやすくなったことにより実施されたもので、山口剛支部長をはじめ参加者30名は和やかな雰囲気のか、貸切バスは出発しました。

そして、最初の目的地である山形県長井市に到着し、山形県支部会員（二財）置賜地域地場産業振興センター様から、着地型共同企画や、助成金申請などのプレゼンをしていただきました。その後、プレゼン会場の「道の駅川のみと長井」にて館内を視察、農家レストラン「なごみ庵」での昼食、山形鉄道フラワー長井線乗車体験と、着地型旅行ならではの旅行を満喫できました。中でも本格的な郷土料理を提供して頂いた「なごみ庵」は大好評で、関東では馴染みのない食材を、素材の味を活かすよう上手く調理してありとても美味しいものでした。また、山形鉄道フラワー長井線は、乗車前駅員さんが山形弁で匠に説明をしてくださり、旅の温かさを

感じました。

続いて訪れた朝日町ワイン城は、伊勢志摩サミットで採用されたワインを醸造している知る人ぞ知る有名なワイン工場で、多種のワインを試飲して楽しみました。その後、この日の最後の観光地「慈恩寺」では、寒河江観光協会ボランティアガイドさんに案内をして頂き、数々の建造物に歴史を偲ぶことができました。

当日の宿泊は、銀山温泉「古山閣」です。銀山温泉はとても人気のあるスポットですが、個人客が中心で、参加した会員さんたちも団体で来たことがあまり多くありません。私自身も前から来てみたいと思っていた温泉です。露天風呂は雪景色を見ながらの風情。宴会後、寒さをこらえて温泉街を散策、雪景色に浮かび上がる幻想的な街並みは、心にしみわたる風景でした。

翌朝、目が覚めると数十センチの積雪に猛吹雪でした。安全にチェーンを装着したバスに乗り、旅館を後にしました。

2日目の最初の観光は、雪の中の最上川ライン下りです。こたつを備えた船からの幽玄な雪景色、船頭さんの地元訛りたつぷりの真室川音頭を聞きながらの船下りは、何

とも言えない、冬の風情を感じました。

昼食は酒田市内のお寿司屋さんで、海のない群馬県では味わうことができない冬の日本海の新鮮な魚介類を堪能いたしました。その後の立寄り場所、山形海鮮市場では、山形県支部会員「すマイル・ツアーズ」様に、新しい旅行のプランを説明していただきました。

最後の観光地、山居倉庫を見学後、降りしきる雪の中、帰路につきました。大幅なコース変更を覚悟しましたが、通行止めもなく、予定より1時間遅れの到着で、すべてのスケジュールを無事終え群馬へ戻ってくることができました。

2日間の短い研修でしたが、冬の山形の新しい旅行素材を視察体験することができ、今後の業務に即刻役立つ有意義な研修を行うことができました。そしてお客様の目線からの旅行の楽しさを、改めて実感することもできました。

最後にご協力を頂いた長井市、寒河江市をはじめとする関係者の皆様のご尽力に深く感謝するとともに、今後一つでも多くの団体を送客することができれば、今回の研修が本当の意味での実りあるものになると思います。

山梨県支部

平成29年度静岡駿河ブルーライン国内研修旅行の実施



（二社）全国旅行業協会山梨県支部（菅沼稔支部長）では、昨年12月20日（水）師走の忙しい中、会員33名の方が集まり静岡駿河ブルーライン国内研修旅行を実施致しました。

このたびの研修旅行の実施にあたり、静岡市経済局農林水産部水産漁業課様より駿河ブルーラインエリアにあたる静岡市・焼津市・吉田町・牧之原市・御前崎市の5市町の魅力が詰まった「駿河ブルーライン旅行事業者招待ツアー」について事業実施の要請がありました。本事業の内容は集客又は情報発信がある旅行業者を対象とした招待旅行となりますので、参加者が今後の旅行商品の造成を通じて、5市町村の魅力を発信していただけるよう、研修旅行を実施する事となりました。

出発当日は、穏やかなポカポカ陽気に包まれ、研修日和でした。まず初めに向かった研修先は静岡市清水港（冷凍倉庫）でのマイナス70度体験でした。目的地に到着したら、思いがけず、静岡のテレビ局が3社来ており、予想外の温かい歓迎を受けました。その後、参加者全員が冷凍倉庫に入り、初めてのマイナス70度の世界を体験、そして、冷凍マグロを見学致しました。冷凍倉庫に入ってから1分もしない内に咳やむせたりしました。またまつ毛も凍ってしまい驚きました。

その後、牧之原市静波リゾートホテルスウィングビーチにて昼食となり、5市町村の地魚や野菜を利用した美味しい料理をいただきました。

午後は、御前崎の灯台を見学しましたが、山梨には無い灯台から見る地平線の大きな海は感動的でした。その後、活気に溢れる、なぶら市場に寄り、地元の魚や特産品など海産物をショッピングしました。

その後、吉田町の小山城天守閣に登りました。天守閣の参道に能満寺があり日本最大級のソテツがあり圧巻でした。

また小山城からの眺望も素晴らしいかったです。

そして、最後の研修先は、焼津市のデイズカバリーパーク焼津でのプラネタリウム見学で、解説者の話が、星の世界に引き込まれて見ごたえがありました。

今回の研修旅行は日帰りの行程でしたが、普段 私達が添乗で行かない場所などもあり、まだまだ知らない魅力がある静岡県の新しい旅行素材がたくさんある事が分かり、今後の業務に即刻役立つ有意義な研修となりました。また、お客様の目線から旅行の楽しさを改めて実感することが出来ました。

最後に、この度の研修実施に際して現地の各研修先へのご協力依頼、その手配一切に多大なご協力を頂いた、静岡市、牧之原市、御前崎、吉田町、焼津市の関係各所の皆様にお礼を込めて研修旅行のご報告をさせていただきます。大変お世話になりました。今後一つでも多くの団体を送客する事が出来れば、本当の意味で、今回の研修が実りある物になると思います。

大阪府支部

ANTA大阪府支部・
OTA合同セミナー報告

(社)全国旅行業協会大阪府支部の総務部事業として、毎年、会員の皆様に向けて健康な身体づくりのため、健康セミナーを開催しておりますが、今年は、(協)大阪府旅行業協会様と合同でセミナーを開催する運びとなり、平成30年1月22日(月)、難波市民学習センターにて、第一部「業務マナーセミナー」、第二部「健康管理セミナー」を実施いたしました。

第一部の「業務マナーセミナー」では、接遇マナーに精通された富安淳子氏を講師に招き、カウンター業務での挨拶のポイント、言葉遣いや電話応対など、新人の方や、ベテランの方は、初心に立ち戻ってセミナーを受けていただきました。普段何気なく使っている言葉や立ち居振る舞いなど、分かっているようで分かっていなかった事が多々あり、大変有意義で勉強となるセミナーでした。

第二部は、今年で10回目を迎える「健康管理セミナー」で、第1回目より講師を務めていただいております足立和歌子氏を迎え、体幹トレーニングで、インナーマッスルを鍛える運動を行いました。他にも体の軸を整える体操では、瞬時に体が柔らかくなり、皆様、感嘆しておられました。長時間バスに乗り込んだ時などに、疲れた体をほぐす簡単な運動や、頭の体操なども取り入れ、色々と教わりながらのセミナーで、日頃の運動不足も解消したのではないのでしょうか。

初めての合同セミナー開催となりましたが、総勢46名の方にご参加いただき、大変盛況でしたので、今後の開催も期待したいと思います。



長崎県支部

平成29年度長崎県支部研修旅行
(原鶴温泉、柳川川下り、有明海)の実施

長崎県支部(岩本公明支部長)は、原鶴温泉、柳川川下り、有明海を巡る研修旅行を平成30年1月20日(土)・21日(日)の1泊2日で実施いたしました。

研修実施の経緯は、昨年の11月9日に開催された第2回支部理事会にて、今年度の研修旅行について協議のなかで、埼玉県支部さんが実施した災害被災地を励ます研修旅行の事例に刺激され、今年の夏、同じ北部九州豪雨で甚大な被害を受け、風評被害にも負けず、頑張っている原鶴温泉へ行くことが



「三連水車の里あさくら道の駅」周辺

全理事一致で決定しました。

原鶴温泉は日頃より職場旅行、同好会、家族旅行などでも、会員皆さんが多く送客し、お世話になっている観光地です。我々が現地を見て宿泊すること、お客様に正確な情報発信するとともに、この地域の復興支援の一助となればと決定しました。

実施日は明けて今年の1月20日(土)・21日(日)1泊2日。当日の参加者は22名(男性18名、女性4名)、出発当日は冬晴れ・小春日和でまたとない旅行日でした。

出発時、岩本支部長より今回の研修旅行の意義を説明され、「被災地及び朝倉市(原鶴温泉地)周辺をよく見て、よく知り、大いによくPRするように！そして、研修旅行は、大いに楽しむことが大事」と挨拶されました。

その後、路朝倉ICへ向かうバスの車中は久しぶりに会う支部会員同士で、まるで修学旅行のときのように「わいわいがやがや」な様子が、支部長が仰った「楽しむこと」をふと

思い出しました。

朝倉ICより九州一の大河である筑後川沿いの三連水車の里あさくら道の駅に着きました。朝倉ICを降りたところから、人が住んでない住宅、被災した家屋など、洪水で流された風景が目に見え込んできました。三連水車の里あさくら道の駅では、やはり筑後川に近い場所なので周辺がかなり被災しており、水害の多くの残骸があり、大木の半分が干切れたようにあちこちに散乱(写真)していて、爪痕をまじまじと見せられました。自然の力はやはり凄い、この洪水による爪痕も、後半年もすれば元の公園に戻るだろう。周りの風景も徐々にではあるが元の佇まいに戻るだろうと確信したものです。

その後、原鶴温泉パーレンス小野屋に着き、責任者より旅館はどこも問題なく床下浸水も無かったとお話をお聞きしホッとしました。しかし、筑後川の堤防より低い構造の為、床上1階の一部浸水の被害に遭った旅館もあったとのこと。現在、原鶴温泉は被災地の跡かたもなく復興し、安心・満足で楽しめます。自信を持ってお客様へ情報発信できます。夜の会食では皆さん、朝倉ICを降

り被災地を見学したおりの顔とは、遍し、日頃のご無沙汰を二気に埋めるかのように大いに語らい、笑い、手をたたき時間を忘れました。いい思い出に残る研修旅行になったようです。

翌21日も朝から良い天気です。宿の方にお礼を言つて、原鶴温泉から30分の位置にある大刀洗記念館へ、予定通り9時に到着しました。この記念館は、戦前、東洋一と謳われた大刀洗飛行場、特攻の中継基地として特攻隊員を見送った場所です。尊い先人に想いを馳せたのち、柳川の川下りへとバスは向いました。柳川に到着すると、日曜日なので川下りの乗船者が多く、バスの駐車も出来ないくらいでした。



柳川の川下り

川下りでは、柳川に生家がある北原白秋の童謡を船の上で船頭さんと一緒に歌い、童心に帰って楽しめました。そして、昼食は名物ウナギの蒸籠蒸し料理。極味最高でした。

その後、有明海を跨ぐようにして佐賀市、肥前鹿島、多良へ行きました。多良では牡蠣祭に少しの時間立ち寄り、生の旬「焼牡蠣」を食べました。この地区は渡り蟹でも有名な蟹御殿が近くにあり、海の恵みが豊かな場所です。あつという間に午後3時過ぎとなり、冬の午後、日が落ちるとグンと冷えてきました。バスは、路長崎方面へ向かい、別れを惜しみながら、最終下車地長崎に着きました。収穫のある研修旅行でした。

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら



車庫から羽田空港まで5分

関自旅1第158号

羽田空港交通株式会社

新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■マイクロ573



■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは 羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

●東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
●神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
●千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
【ホームページアドレス】<http://haneda-bus.com/>
【メールアドレス】info@haneda-bus.com

全旅協旅行災害補償制度に加入した
旅行に適用される画期的な支援制度です！

『ANTA会員専用 重大事故支援制度』

国内企画旅行中(募集型・受注型)および国内手配旅行中に
重大事故が発生した場合、当制度が会員会社をしっかりと防衛し、
事業継続を支援します。

「安心」への思いをカタチにしました!!

全旅協旅行災害補償制度

[取扱保険会社] ■損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ■三井住友海上火災保険株式会社 ■AIG損害保険株式会社 ■東京海上日動火災保険株式会社

全旅協旅行災害補償制度の主な補償内容

① 旅行特別補償保険(企画旅行)

旅行参加者のケガなどに対して旅行会社が標準旅行業約款特別補償規程に基づき支払うべき見舞金を補償します。

② 国内旅行傷害保険

旅行参加者の旅行中のケガを補償します。

③ 旅行事故対策費用保険

「重大事故支援制度」にかかる諸費用およびその他の各種費用を広く補償します。

(例: 専門家・被災者家族・会員の旅費や宿泊費、マスコミ対応、弁護士費用ほか)

④ 全旅協見舞金制度(病気死亡)

損害保険では支払われない旅行参加者の旅行中の病気死亡も補償します。

「重大事故支援制度」のメリットは？

① 危機管理コンサルタントを旅行会社に派遣	危機管理のプロが支援することで初動対応のスピードと正確性が向上
② 事故対策本部の設置	事故状況に応じた対応班の陣容・役割分担や運営を支援
③ 事故情報の収集	協力会社のネットワークを通じて確度の高い情報収集を支援
④ 関係官庁・保険会社との連携	煩雑な対応業務が整理され、スピードが向上
⑤ 被災者の救援活動	協力会社のネットワークを通じて救援活動を支援
⑥ 被災者家族対応(現地派遣含む)	被災状況および被災者家族の心情を配慮した対応を支援
⑦ マスコミ対応(記者会見含む)	メディアからの問合せ、取材、記者会見を支援
⑧ 危機管理コンサルタントを事故現場に派遣	実際に事故現場に危機管理コンサルタントを派遣して各種対応支援
⑨ 平時の支援内容も充実	海外安全情報の配信、重大事故対応マニュアル策定・提供、セミナー開催 など
⑩ 「ANTA専従要員」および「緊急対応支援チーム」を組織	重大事故発生時のご支援を確実にし、また、平時におけるセミナーや各種相談受付、アドバイス等を柔軟に行うことを目的に組織

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅●保険 株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>



岡崎桜回廊ライトアップ & 十石舟めぐり

京都府旅行業協同組合(理事長 上原龍男)が運航を担当します京都の春の風物詩「岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり」が今年も実施されます。この十石舟めぐりは、京都市をはじめ関係団体が実行委員会を組織して運航しており、今年で十五年目を迎えます。毎年桜花爛漫の三月下旬から、若葉の美しい五月上旬までが運航期間となっております。

京都市では、岡崎地域の世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての魅力をさらに磨き、活性化を進めるため、官民地域連携による「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を設置、様々な取り組みが実施されています。その取り組みの二環として協議会は2012年から琵琶湖疏水沿い約二五キロメートルの間をライトアップしており、本年は三月三十日から四月十日まで点灯します。十石舟もこれに合わせて夜間運航を実施いたします。ライトアップされた満開のソメイヨシノなどの桜を舟上からご覧頂くと、京都の春の風情を満喫していただけること存じます。

昨年は、桜の開花時期が4月にずれ込み、出足は低調でしたが、遠隔地のお客様の利便性向上を図るウェブ予約販売では、訪日外国人用の英語サイ

ト利用を含め6599名様にご利用いただきました。爽やかな新緑時期にもご来場いただくため、のぼりやハッピーピンク色から緑色に着替えてイメージアップを図るとともに、「わかば版」チラシの作成、親子割引の設定等で集客に努め、過去最高の20570名様にご乗船いただくことができました。

また本年は、好評の界限ウォーキングツアー「十石舟めぐり&京都散策」、南禅寺名物湯豆腐ランチや京料理夕食プランに加え、プレミアム感溢れる着地型ツアーも企画しております。また、人気スポット 伏見稲荷大社を巡るコースは外国人観光客にも対応、英語のボランティアガイドがご案内致します。

ウェブ予約販売は、二月二十六日十時より開始を予定しておりますが、乗船場では、当日

分の販売も行っております。

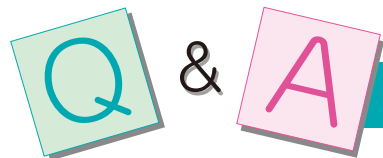
団体様のご利用(桜の満開時期は夕方の臨時便等)も可能ですので、お問い合わせ下さい。

「全旅クーポン」の決着で承っております。

「岡崎さくら・わかば回廊十石舟めぐり&京都散策」等に関するお問合せは、左記の京都府旅行業協同組合へお願い致します。

TEL: 075(321)7669
URL: <http://kyoto-tabi.or.jp>
E-mail: kyoroyo@kyoto-tabi.or.jp





で考える旅行法務へのささやかなる接近

「添乗員（旅程管理主任者）」 と「旅程管理業務」



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

2018 年1月4日に、改正旅行業法や改正通訳案内士法が施行されました。ところで、貴社の受注型企画旅行（職場旅行）や募集型企画旅行等で、最近、「添乗員」が同行するケースが増えていると聞きます。そこで、今回は、「添乗員（旅程管理主任者）」に焦点を当てて、そもそも旅行業法や旅行業約款の定めで、「添乗員（旅程管理主任者）」とは、どんなことをする人なのか？ また、「旅程管理業務（義務）」とは具体的にはどんなことをしなければならないのか？につき、Q&A方式で述べてみたいと思います。

Q.1 弊社は、お得意様の会社の国内職場旅行（国内旅行の受注型企画旅行）を実施することになり、この際に、幹事様から「添乗員」をつけて欲しいと依頼がありました。
ところが、「添乗員」として予定していた当社社員は、未だ「（国内・総合）旅程管理主任者」としての資格を取得していないことが判明しました。「添乗員」をつける場合、これらの資格は必ず必要なのでしょうか？

A.1

必ず必要だというわけではありませんが、以下の①②③の全ての条件が整った場合には、その「添乗員」には、「（国内・総合）旅程管理主任者」としての資格が必要になります。

- ①旅行業者が、募集型企画旅行や受注型企画旅行（この2つの旅行を合わせて「企画旅行」といいます。）を実施するとき
- ②「添乗員」という用語を使って募集広告や企画書面に記載したとき
- ③1つの「企画旅行」に、自分1人が「添乗員」として同行するとき

したがって、反対に以下の場合には必ずしも資格は必要ではありません。

- ①手配旅行に「添乗員」が同行するとき
- ②日帰りのウオーキング（ハイキング）ツアーのように運送機関、宿泊機関の手配が一切伴わないツアーに「添乗員」が同行するとき
- ③1つの企画旅行に、「（国内・総合）旅程管理主任者」の有資格者が「主任（チーフ）添乗員」として同行しており、自分は、いわゆる「補助（サブ・アシスタント）添乗員」として同行するとき

なお、「旅程管理主任者」資格とは、国内旅行のみに添乗員として同行できる「国内旅程管理主任者」と、海外旅行・国内旅行、双方に添乗員として同行できる「総合旅程管理主任者」と2種類あります。

Q.2 「（国内・総合）旅程管理主任者」としての資格を取得するための要件には、何がありますか？

A.2

資格取得の要件は3つあります。

- ①まず、観光庁の「旅程管理法定登録研修機関」であるANTA、JATA、TCSA（（一社）日本添乗サービス協会）等が定期的実施している「旅程管理研修」（座学研修）を受講し、「旅行業法・約款科目」「（国内・海外）旅行実務科目」の各科目の修了テストに全て合格することが必要です。
- ②2つめは、修了テスト合格（旅程管理研修の課程の修了日）の前後、一定期間内での一定の回数以上の「添乗実務経験」が必要となります。
なお、「添乗実務経験」とは、前記の「旅程管理研修の課程の修了日」の前後1年以内に実施するときは1回以上、又は「旅程管理研修の課程の修了日」から3年以内に実施するときは2回以上の、「添乗実務経験」が必要になります。
なお、「国内旅程管理主任者」資格に必要な「添乗実務経験」は、国内又は海外で行う必要があります。反対に、「総合旅程管理主任者」資格に必要な「添乗実務研修」の場合は、海外で実施する必要があります。
- ③最後に、破産者で復権を得ていない者等、旅行業法で定めた一定条件に該当しないこと。

Q.3 「添乗員（旅程管理主任者）の業務」とは、どんなことをする人なのか？ 法律・約款等で定めはあるのですか？

A.3

はい、旅行業法と旅行業約款で定めがあります。

まず、「添乗員の業務」については、「・・・旅程管理業務、その他企画旅行に付随する必要業務を行う」と定めがあります。（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第25条、同受注型企画旅行契約の部第26条）

また、「旅程管理主任者」とは、「企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者のうち、主任の者（つまり、主任添乗員のことをいう。）」と定めがあります。（旅行業法第12条の11第1項）

主要旅行業者の旅行取扱状況速報 （平成29年8・9・10月分）

■平成29年8月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比106.7%となった。前年度のリオオリンピック・パラリンピック関連の反動による減少があったが、夏休みのハワイを中心にアウトバウンドが概ね好調であった。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比102.7%となった。前年同月には大型MICE 案件があり、今年の8 月には同規模の案件がなかったが、韓国・香港からの訪日客が好調であったため、総取扱額は前年同月と比べ微増した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比99.7%となった。旅行会社間により、各方面の取扱額に差があったが、全体としての総取扱額は前年同月とほぼ同じであった。

■平成29年9月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比104.3%となった。8月に引き続き、ハワイを中心に好調であり、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比114.8%となった。訪日外客数の前年比増が大きい韓国・中国に加え、欧州と豪州からの取扱も好調であった。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比98.7%となった。関西がやや好調であったものの、3連休にかけて台風第18号が本州を横断したためキャンセル等の影響があり、微減した。

■平成29年10月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比108.4%となった。ハワイ・欧州・台湾が好調であり、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比111.8%となった。韓国・中国からの訪日客の取扱いが好調であったことに加え、新規大型MICE 案件の取扱いにより、増加した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比98.0%となった。2週連続での週末の台風（第21号及び第22号）により、キャンセル等の影響があり減少した。

【旅行会社からの聞き取り】



お土産コーナー



工場内

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

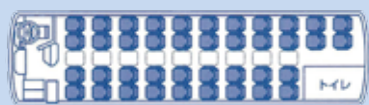
（営業時間） 9時～16時 年中無休（臨時休業あり）
 （料金） 一般300円 中学生200円 小学生以下および65歳以上 無料 ※団体割引有り
 （駐車場） 普通車40台 大型バス10台
 ■交通のご案内…JR酒田駅から車で10分 日本海東北自動車道 酒田ICから車で約5分
 ■住所…〒998-0832 山形県酒田市両羽町2-24
 TEL 0234(25)0017
 FAX 0234(25)2339
 WEB <http://www.sakatabelka.co.jp>

山形県・酒田市
東北のソウルフード「オランダせんべい」
オランダせんべいFACTORY

安全・安心でより快適に、
旅するよろこびを、一人でも多くの方へ
多彩な車両ラインナップで皆様のご利用をお待ちしています。



ハイデッカー観光バス49人乗り(内補助席9席)



主な装備品 トイレ テレビ DVD/CD 冷蔵庫 湯沸器 フリーWi-Fi利用可能な車両もあります。



小型観光バス23人乗り(内補助席7席・車椅子2席を含む)



主な装備品 テレビ DVD/CD

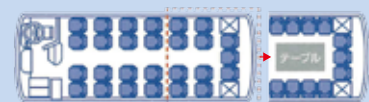
車椅子対応福祉車両

スーパーハイデッカー観光バス53人乗り(内補助席8席)



主な装備品 テレビ DVD/CD カラオケ 冷蔵庫 湯沸器 FreeWi-Fi

ハイデッカー中型観光バス27人乗り



主な装備品 サロン テレビ DVD/CD 冷蔵庫 湯沸器 FreeWi-Fi USB電源 カラオケ

お問合せ

西日本ジェイアールバスサービス株式会社
〒554-0033 大阪市此花区北港 1-3-23

TEL: 06-6485-7700

ホームページアドレス

<http://www.wjbs.co.jp/>

前頁より

Q.4 「企画旅行」に同行する「添乗員(旅程管理主任者)」は、「企画旅行」を実施する旅行業者の社員でないといけないのですか?

A.4

旅行業者の社員でなければならぬという定めはありません。

貴社が実施する「企画旅行」に添乗員(旅程管理主任者)をつけるにあたって、その「添乗員」と「貴社」間で、「雇用契約や業務委託契約(委任契約)」を結んで同行させてもいいし、「貴社」と「添乗員派遣会社」との間で「添乗員派遣契約」を結んで、その派遣会社から「添乗員」を派遣してもらう方法で、「添乗員」をつけることも構いません。



Q.5 ところで、先程から旅程管理業務という言葉が、何度も出てきました。でも言葉が抽象的すぎてよくわかりません。具体的にはどんな業務なのですか?

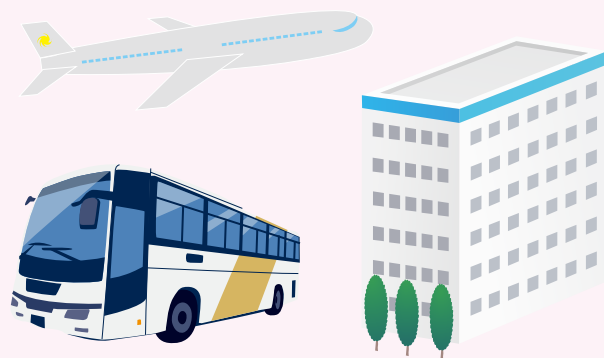
A.5

まず、旅行業法では、「①旅行業者は、②企画旅行を実施する場合においては、③・・・企画旅行の円滑な実施を確保するために、④省令で定める措置を講じなければならない。」とあります。(旅行業法第12条の10)

そして、上記④の「省令で定める措置」を講じるために、必要な旅行業者の業務のことを旅程管理業務といいます。(旅行業法第12条の11第1項かっこ書き)

また、「省令」では以下の4つの業務を旅程管理業務だと定めています。

- ①旅行開始前の手配・予約の確認をすること
- ②旅行開始後の旅行サービス受領のための手続きをおこなうこと(具体的には、航空機の搭乗手続き、宿泊機関等の予約



の再確認やホテル・旅館のチェックイン業務などを行うことをいいます)

- ③旅程が変更となったときの代替サービス手配をすること
- ④旅行がスムーズに進めるために、旅行者がグループとして行動する際の旅行者に対し各種指示を行うこと

Q.6 約款でも、旅程管理業務(義務)の具体的な内容(方法)が定められていると聞きましたが、それはどんな定めになっているのですか?

A.6

約款でも「旅程管理業務」の内容につき定められています。

省令ではA.5で、4つの旅程管理業務の内容が定められていますが、約款でも、省令で定めた中の「③旅程が変更となったときの代替サービス手配をすること。」につき、「A.旅行日程を変更するとき」と「B.旅行サービスの内容を変更するとき」の2つに分けて、いかにして代替サービス手配を行うのかについての定めがあります。(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第23条第1号・第2号、同受注型企画旅行契約の部第24条第1号・第2号)

つまり、「A.旅行日程を変更する」ときは、「変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう、努力して代替サービス手配を行う必要があります。

また「B.旅行サービスの内容を変更する」ときは、「変更後の旅行サービスが、当初の旅行サービスとは同様のものとなるように努力して代替サービス手配を行う必要があります。

Q.7 旅程管理業務とは、全て添乗員(旅程管理主任者)が行うことになっているのですか?

A.7

旅程管理業務を行う者として、添乗員が同行している場合は、原則、省令で定めた前記A-1の②③④の3つの業務については、添乗員が行うことになっています。(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第23条、第24条、第25条)

なお、添乗員が同行しない「企画旅行」の場合、旅程管理業務は、旅行業者が行いますが、旅行業者は、提携している「旅行地の旅行業者」や「旅行サービス手配業者」等に委託して行うことも可能です。(旅行業法施行要領第十四-1)

更に、旅行業者は、常時連絡可能な窓口(いわゆる「緊急連絡先」)を設ける等の他の方法によって旅程管理業務を行うことが可能なときは、このような方法で行うことも認められています。(旅行業法施行要領第十四-1)

最後に、旅行業者は、こうした「旅程管理業務」に関する理解を再度確認され、これをしっかり行うことがお客様の旅の満足度や企画旅行への安心感・信頼感を高めることになるんだ、ということも併せて再認識いただければ幸いです。次回は、「休業日・営業時間外でのお客様のキャンセルの取扱い」につき述べてみたいと思います。

熊本県・黒川温泉

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿
湯峡の響き 優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないといびつきの湯絵巻をお楽しみ下さい。

「お部屋」和室が中心ですが和洋室・露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につき本館「灯小路」がオープンいたしました。
●チェックイン/15時 チェックアウト/10時
和30/洋2/和洋21/その他2
「お料理」山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処 タ・朝食/部屋または食事処
「その他特色」黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。



外観



渓流の湯



灯小路へのアプローチ



本館和室



「竹林の湯」大浴場

	平日・休日	休前日
1室5名	16,950円	17,950円
1室4名	16,950円	17,950円
1室3名	16,950円	17,950円
1室2名	19,050円	20,050円

※料金は大人料金 50%、
※[特] 12/31~1/3
※1室利用人数2名~5名

■料金 1泊2食サ・税込(大人1名)
■交通のご案内 大分自動車道日田ICより50km
■豊肥線 阿蘇駅よりバスで50分
■住所 熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL 0967(44)0111
FAX 0967(44)0115
WEB <http://www.yusai.com/>



明治維新から150年の記念の年、明治維新を成し遂げた人物であり、鹿児島県のヒーロー「西郷隆盛」が2018年放送の大河ドラマ「西郷どん」で描かれています。

薩摩藩の下級武士の家に生まれながら、藩主・島津斉彬に認められ、後に長州藩と同盟を結び倒幕の中心人物となっていた「西郷隆盛」。

その舞台となった、いま注目の鹿児島県の観光・レジャー・宿泊施設などを大特集。

大河ドラマ「西郷どん」で注目される 鹿児島県の観光特集

ドラマ好きにも歴史好きにも見ごたえあり!!

いぶすき西郷どん館



西郷どんの大きさを体感!!

開催期間 平成30年1月12日(金)～平成31年1月14日(月・祝)※無休
開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)
開催場所 指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしむれ (鹿児島県指宿市十二町2290番地)
入館料 大人(高校生以上)500円、小人(小・中学生)300円
 ※団体料金あり※団体は20名以上です。
アクセス JR指宿駅下車、南へ徒歩約10分

■お問い合わせ
いぶすき西郷どん館 TEL/FAX 0993-23-3153
 〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町2290番地 指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしむれ内

“西郷どん 大河ドラマ館” 鹿児島県加治屋町にオープン

平成30年1月13日(土)
 ～平成31年1月14日(月・祝) 無休
開館時間 9:00～17:00(最終入館16:30)
場所 鹿児島県加治屋町20-1 (鹿児島県立病院 跡地)
入場料 大人(高校生以上)600円
 小人(小・中学生)300円

「西郷どん 大河ドラマ館」の展示室イメージ



詳しくは、西郷どん 大河ドラマ館公式ホームページをご覧ください
<http://www.meijiishin150countdown.com/drama/>
 ■主催 大河ドラマ「西郷どん」鹿児島市推進協議会

前頁より

【③おみやげ】

黄八丈

八丈とは、島の名称の由来ともいわれる絹織物です。その昔、本居宣長が「八丈という島の名はかの八丈絹より出ずるらむかし」と書き残しています。

黒潮暖流の影響で暖かい気象条件を生かし、すべて島に自生する植物性の天然染料を用いて島の人々に継承されてきました。

おみやげとしては、やや高価なものですが、島に観光に来る、旅なれたお客様にとっては魅力的です。



黄八丈の楊枝入れ

【④観光地】

歴史民族資料館

もともと東京都八丈庁舎だった建物を「歴史民族資料館」としてオープンさせたもので、島内各地に散在していた歴史民俗資料を収集、保存しています。「産業」、「流人」、「考古資料」、「民俗資料」などに分かれ展示されています。



歴史民族資料館

南原千畳敷

八丈富士が噴火した際に流れ出た溶岩が、海に流れ落ちてできた溶岩台地。



南原千畳敷

大里の玉石垣

玉石垣とは荒波で自然にできた丸い石を使った石垣のこと。流人が海から石一個とおにぎり一個を交換として運んだという説もあります。大里地区の石垣が最も美しく、保存状態が良いとされます。



大里の玉石垣

大坂トンネル展望台

八丈富士が広がる島随一の景観地。

浦見(裏見)ヶ滝遊歩道

裏側から見ることのできる約10メートルの滝があることから、この名がついた遊歩道。足元が悪いので、約100段の階段があるので、お客様に前もってお伝えする必要があります。

また、道が途中で2方向に分かれる場所が、数ヶ所あります。添乗員はそのポイントに立ち、お客様を誘導します。道を間違えてしまうと、バスが駐車している場所と全く反対方向に出てしまいます。



浦見(裏見)ヶ滝遊歩道

八丈島のキョン

古くは漫画家、近くはタレントがこの言葉を使い有名になった動物として「八丈島のキョン」がいます。もともとは台湾、中国東部の森林に生息する小型のシカですが、東京の井の頭公園にいたものが繁殖しすぎて、八丈島や大島にもってきたものです。それが漫画、テレビ等で有名になり、「八丈島の固有種、固有亜種」とよく間違えられてきました。このキョンは現在「都立八丈植物公園」で見ることができます。



八丈島のキョン

八丈島添乗最終日、島の空港出発ロビーにひとつだけあるレストランで興味深い風景を見ました。

レストラン内で島のおばあちゃんが食事をしていましたが、どう見ても飛行機に乗る雰囲気ではありません。尋ねてみると、「飛行機? 乗らないよ。このレストランが家の近くにあるから食べに来ているだけだよ」「ごちそうさん。また来るね」と言って帰って行きました。要するに「たまたま空港内にある近くのレストラン」、いわゆるファミリーレストラン感覚という位置づけでした。

「近隣の人が普通に食べに来る空港のレストラン」…この、のんびりとした空気こそが他の観光地と異なる趣を持つ八丈島の源流なのでしょう。

東京観光はもちろん、バスツアーなら

はとバス

コースのご予約は **TEL.03-3761-1100**
 団体でのご利用は **TEL.03-5777-0695**

ホームページからの予約も受付中!
<https://www.hatobus.co.jp/>



<http://facebook.com/hatobus>



http://twitter.com/HATOBUS_JP



大好評
 運行中!!

'O Sola mio オーソラ・ミオ

2階建てバスを屋根部分を切り取った
 【'O Sola mio(オーソラ・ミオ)】が大好評運行中!!
 車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語
 フランス語 インドネシア語 ベトナム語

GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
"TOMODACHI"

【オーソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド【TOMODACHI】で海外のお客様にも東京観光をお楽しみいただけます。

株式会社 **はとバス** 東京都知事登録旅行業第2-2379号
 〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1



世界に誇る日本の伝統美。後世に残したい薩摩のころ。光・水・音・香・風につつまれた時間がここに…。

「施設内容」薩摩伝承館は、幕末から明治にかけてひとときを輝いた薩摩の歴史と文化を広く深く伝えるとともに、日本と深い関わりのある中国が世界に誇る中国陶磁器などの美術品をお楽しみいただける施設です。館内にはイタリアンの名店フエニーチェ・デイ・アクアパッツァが開店しています。

「開館時間」9時～18時（年中無休）

「料金」大人1500円、高校生600円、小・中学生300円。

「レストラン」フエニーチェ

- ・ランチ…11時30分～14時30分（L.O.）
- ・ディナー…18時30分～21時（L.O.）

■交通のご案内…JR指宿駅より車で7分。鹿児島空港よりバスで90分。鹿児島ICより国道226号線経由60分。

■住所…〒891-0404
鹿児島市指宿市知林の里（指宿白水館敷地内）
TEL 0993(23)0211
FAX 0993(23)2446
WEB <http://www.satsuna-denshokan.com/>



鹿児島県 霧島市
新鹿児島観光バス(株)

鹿児島空港に一番近いバス会社。大型サロンバスから中型サロンバス・小型サロンバスと各車種が揃っております。

明治維新を代表する西郷隆盛を生み、育んだ南国鹿児島。黒豚をはじめとする美味しい食、指宿や霧島などの豊富な温泉の数々、屋久島・桜島などの大自然、情緒あふれる街並みの知覧など…。魅力いっぱいの鹿児島を旅してみませんか！

南九州の旅はもちろん、九州一周の旅まで、自社専属ガイドがご案内いたします。

「親切・安心・安全・誠実」の精神で皆様の心に残る思い出作りのお手伝いを致します。

■住所…〒899-15114
鹿児島県霧島市隼人町西光寺1022-4
TEL 0995(65)2385
FAX 0995(64)2386
WEB <http://www.tsuibobake.jp/>



鹿児島県 霧島市
坂元のくろず「壺煙情報館&レストラン」

江戸時代より伝わる伝統製法で造られる壺造りの米酢に1975年「くろず」と命名した坂元醸造(株)の施設です。

「施設内容」くろず情報館「壺煙」では、「坂元のくろず」の歴史や製法、研究発表などをパネルや映像にて専門スタッフがご案内いたします。また、関連商品の試飲やショッピングもお楽しみいただけます。隣接したくろずレストラン「壺煙」ではくろずを使用した体にやさしい料理をご提供いたします。

「入館料」無料。専門のスタッフがご案内致します。

「営業時間」情報館 9時～17時 レストラン 10時～17時（デザート・ドリンクタイム 10時～11時（L.O. 16時））

「休店日」1月1日、12月31日

「駐車場」バ完備。乗用車80台、大型バス5台。

■交通のご案内…鹿児島空港から車で約30分。九州自動車道国分ICから車で約10分。

■住所…〒899-14501
鹿児島県霧島市福山町福山3075
TEL 0120(707)3880
FAX 0995(55)2800
WEB <http://www.tsuibobake.jp/>



鹿児島県 鹿児島市
松栄軒

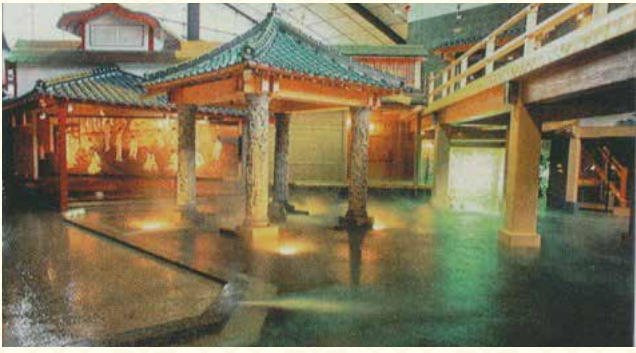
【駅弁を通して九州の「食」を全国へ発信】を念頭に鹿児島市と福岡でお弁当の製造・配達を行っております。

「配達エリア」鹿児島市内・北薩エリア・福岡市内が基本ですが、数量次第でご要望に応じられる場合もございますので、まずはお問い合わせ下さい。

「特色」鹿児島黒豚・鹿児島黒毛和牛・熊本あか牛・博多幸子明太子など九州の食材や「西郷どん」くまモンのキャラクターを利用したお弁当を揃えてございます。地元で50年愛され、九州の駅弁ランキング7回入賞した「えびめし」、くまモンのお弁当箱が好評な「くまもランチBOX」、地元の高校生と共同開発した「美味満彩」など郷土色豊かなお弁当を是非よろしく願っています。

「サービス」お弁当10個以上の注文で「添乗員様分1個無料」「ドライバー様分1個半額」です。是非ご利用下さい。

■住所…〒892-0812
鹿児島県鹿児島市浜町2-35
TEL 099(223)9145
FAX 099(223)9146
WEB <http://www.shoeken.com/>



鹿児島県 指宿市
指宿白水館

紺碧の錦江湾と松林の織りなす自然庭園に囲まれた、日本の美とやすらぎ溢れる和風のたたずまいで欢迎您的いたします。

「お部屋」全室バス・トイレ付きで、和室・洋室・和洋室とお客様のお好みで快適なお部屋をご用意させていただきます。

「お料理」全室バス・トイレ付きで、和室・洋室・和洋室とお客様のお好みで快適なお部屋をご用意させていただきます。

「その他特色」お風呂の歴史を再現した元禄風呂 露天風呂 砂むし温泉岩盤浴あり。

●チェックイン／15時～ チェックアウト／10時 ■宿泊料金…1泊2食（大人1名様16350円）

*詳しくはお問い合わせください。

■交通のご案内…JR指宿駅より車で7分。鹿児島空港より車で約90分。

■住所…〒891-0404
鹿児島県指宿市知林の里
TEL 0993(22)3131
FAX 0993(23)3860
WEB <http://www.hakusikan.co.jp/>



鹿児島県 照国町
ホテル吹上荘

閑静な神社前にあり鹿児島の繁華街へ徒歩約5分で観光に大変便利な立地。天然温泉浴室もある落ち着いた雰囲気のお部屋は落着いた雰囲気、ツインルーム、和洋室と旅のスタイルにあわせてお選びください。

「料理」毎朝料理長が鹿児島の魚市場で旬で新鮮な素材仕入れてご利用。

●チェックイン／15時～ チェックアウト／10時

■宿泊料金…1泊2食（大人1名様10000円）

*詳しくはお問い合わせください。

■交通のご案内…鹿児島空港よりリムジンバスで50分。天文館にて下車のち徒歩で5分。

■住所…〒892-0841
鹿児島県照国町18-15（照国神社前）
TEL 099(224)3500
FAX 099(224)9787
WEB <http://www.tukagesou.jp/>



鹿児島県 鹿児島市
ふぁみり庵はいから亭 与次郎本店

鹿児島市の中心地に位置し、目の前に桜島を臨む大型レストラン。和食焼肉、寿司、しゃぶしゃぶと幅広いメニューをご用意。

「施設内容」最大250名様収容可能な大広間もあり、また個室・イス・テーブルでのご予約も可能。

「特色」漁場に囲まれた南九州。鯉にぎひなご、ブリにカンパチと四季を通して新鮮な海の幸が召し上がれます。国内有数の畜産県である鹿児島県黒牛を使用した焼肉メニュー「黒豚しゃぶしゃぶ」等取り揃えております。

「料金」焼肉食べ放題コース3056円（3300円）税込、和牛・黒豚しゃぶ食べ放題コース3241円（3500円）税込、鹿児島黒薩摩会席3000円。

「営業時間」定休日なし11時～21時（L.O.）

■交通のご案内…鹿児島中央駅から車で10分。鹿児島インターから車で10分。

■住所…〒890-0062
鹿児島市与次郎1丁目9-7
TEL 099(252)7677
FAX 099(251)6724
WEB <http://www.kousei-jp.co.jp>



平成29年12月・30年1月 正会員退会者

●平成29年12月分

登録番号	名 称	代表者	登録番号	名 称	代表者
山形県 2-135	山形観光(株)	安達 成憲	東京都 2-7324	(株)J	中澤 純一
茨城県 3-614	シャイニングトラベル	宮本 栄	神奈川県 3-166	(有)朝日観光	小野 照夫
茨城県 2-632	北関東トラベルサービス	田中 等	山梨県 3-186	ツーリストハタノ	幡野 昌子
栃木県 3-424	丸八観光	八木澤 實	長野県 3-548	国際トラベルステーション	田中 津敏
栃木県 3-573	(有)マロニエツーリスト	松本 一美	岐阜県 2-244	サントラベル(株)	黒下 泰彦
群馬県 2-447	(株)両毛トラベル	大谷 光子	大阪府 3-2546	アクロス大阪バス(株)	住吉洋一郎
千葉県 3-497	フローレ観光	安田 長生	兵庫県 3-621	(株)A-MAX	出口 寛
千葉県 3-906	(株)アイ.ティ.オー.ツーリスト	伊東 三昭	鹿児島県 2-220	屋久島道の駅観光(株)	柴 八代志
東京都 2-6662	LCCTラベル(株)	影浦 栄市	沖縄県 3-44	(株)現代ツーリスト	久手堅武司
東京都 3-7260	(株)LIFULL	井上 高志			

●平成30年1月分

登録番号	名 称	代表者	登録番号	名 称	代表者
北海道 3-682	(株)プライム	小西 克典	静岡県 2-302	アオキトラベルサービス(株)	大多和利幸
千葉県 2-391	(有)安井観光	安井 敏夫	愛知県 3-275	名岐サービス(株)	大野 恵司
千葉県 3-510	(株)ユメルツーリスト	高須 哲	大阪府 2-2210	(株)ワールドワイツ	岩崎 秀昭
東京都 3-2563	(株)ムラキ・エージェンシー	熊谷 仁	兵庫県 3-98	のじぎく観光(株)	杉浦 幸男
東京都 3-6644	(株)ニッテル	菊地 田郎	鳥取県 3-39	中央タクシー(株)	澤 志郎
新潟県 3-317	(有)サンセイ旅行	渡邊 登	沖縄県 2-327	大新華ホリデージャパン(株)	新垣信次郎



おばんざい金時御飯 2,000円



松花堂幕の内 840円

大阪府・大阪市
行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんざい」まで
手作り料理 れんが亭

仕出し弁当をはじめお花見などの
行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、
スポーツ祭の行事用のお弁当、法事、
法要など慶弔用の会席のお弁当も賜
ります。また、当店のこだわりの弁
当として四季折々の旬の食材を使った女
性に人気の京風弁当「おばんざい」シ
リーズも好評です。

「お弁当の種類」 行楽弁当(4種)、おばんざい(5種)、
日替わり幕の内(7種)、イベント・会議・会席弁当(5種)、
ロケ弁当(3種)、会席弁当(5種)、れんが亭オリジナル弁
当(4種)、洋風オードブルも承ります。※季節により内容
等が変わる場合もございますのでお問合せください。
■営業時間：8時～16時 ■定休日：年中無休
■住所：〒590-0002
大阪府大阪市浪速区桜川3-15-16
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB <http://www.benouji.jp>



モーリヤ厳選牛ステーキ



菊の紋章が神戸牛の証

兵庫県・神戸市
神戸牛を扱って百三十余年！
神戸ステーキレストランモーリヤ三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高の
ステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。
神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛
の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすす
めです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、
徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理(税別)
ランチコース 3,700円～15,800円
ディナーコース 5,500円～16,400円

「施設内容」 座席40席
「営業時間」 ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時(21時LO)
■交通のご案内：JR三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■住所：〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1-9-9 第一岸ビル2F
TEL 078(321)1990
FAX 078(321)1995
WEB <http://www.mouriya.co.jp>

平成29年12月・30年1月 正会員入会者

●平成29年12月分

登録日 入会日	登録番号	名 称	代表者
H29.12.25 H29.12.27	宮城県 2-384	(株)立志社	平谷 一樹
H29.12.15 H29.12.22	宮城県 2-385	(株)EJサービス	藤原 秀一
H29.12.12 H29.12.18	千葉県 3-978	成和交通(株)	福田 和成
H29.11.30 H29.12.06	東京都 2-7468	(株)タクシーサイト	海野 知之
H29.11.30 H29.12.05	東京都 3-7469	(株)ユーアイトラベル	相馬 秀之
H29.12.07 H29.12.11	東京都 3-7474	未来商事(株)	李 富春
H29.12.14 H29.12.15	東京都 3-7479	(株)TRAHOLI	林 坤炯
H29.12.21 H29.12.21	東京都 3-7483	(株)アド・インターフェース	中山 良一
H29.11.30 H29.12.06	兵庫県 3-749	(株)MEリポート但馬	一ノ本智毅
H29.11.30 H29.12.08	福岡県 2-878	堀川バス(株)	久保山太一

●平成30年1月分

登録日 入会日	登録番号	名 称	代表者
H30.01.24 H30.01.31	秋田県 地-145	仙北市農山村体験推進協議会	佐藤 裕之
H30.01.04 H30.01.15	東京都 2-7488	(株)四季の自然舎	綱川 高司
H29.04.25 H30.01.24	長野県 3-593	(一社)信州千曲観光局	山本 高明
H29.11.28 H30.01.24	長野県 2-604	(株)ホテルメトロポリタン長野	杉山 起良
H30.01.11 H30.01.23	長野県 2-605	(株)長和町振興公社	羽田健一郎
H29.11.27 H30.01.24	大阪府 3-2915	(株)旅の匠	白坂 良亘
H30.01.04 H30.01.04	大阪府 3-2920	ブラザー観光	細山田 剛
H30.01.16 H30.01.24	兵庫県 3-752	(有)いけがわ	片山 剛伸
H30.01.22 H30.01.24	兵庫県 地-753	(一社)明石観光協会	柴田 達三
H19.08.28 H30.01.24	島根県 3-71	富士建設(株)	持田 隆志
H30.01.11 H30.01.18	長崎県 2-192	雲仙みらいかたる(株)	七條 彰宣
H30.01.16 H30.01.29	宮崎県 2-168	小林まちづくり(株)	嵯崎 庄二
H30.01.29 S45.11.16	愛知県 3-1443※	佐織旅行社	土方美津恵

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(一社)は一般社団法人の略称を示す。



ロビー



客室(ツイン)



アブローチ

京都府・下京区
2018年2月20日グランドOPEN
ホテルグランドフロント京都四条大宮

嵐電「京福電車嵐山本線」四条大宮駅
徒歩3分。当ホテルは、四季折々に様相を
変える嵐山・嵯峨野の彩りを体感するに
は、とても便利な立地です。

また、徒歩で散策出来る新選組ゆかり
の地、壬生で幕末の志士達に思いを馳せ
ながら小路を歴史散策してみませんか。
京都水族館・京都鉄道博物館・太秦映画
村・二条城など見所満載な京都の旅を楽
しんでいただけのも魅力です。

大阪阪急梅田から乗換えなしの直通。
河原町まで2駅と好立地!!

●チェックイン/15時～ チェックアウト/10時
■宿泊料金：1泊素泊まり/大人1名様8,000円
※詳しくはお問い合わせください。
■交通のご案内：阪急京都本線大宮駅から徒歩3分
京福電気鉄道嵐山本線四条大宮駅から徒歩3分
■住所：〒600-8383
京都府京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町66
TEL 075(813)1001
FAX 075(813)1002
WEB <http://grandhotels-shiojima.jp/>



100%全額保証、安心のネットワーク 全旅クーポン会 入会のご案内

全国約11,000軒の受入施設へご送客できます！

全旅クーポンは、加盟受入施設への100%全額保証の信頼性をバックに、全国約6,500軒の加盟受入施設にご送客できます。(未加盟施設を合わせると約11,000軒へご送客可能)

東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン、ハウステンボス、東京スカイツリー、あべのハルカス、東京タワー等、有名観光施設、ルートインホテルズ、ドリーミーイン等、チェーン展開の宿泊施設へもご送客できます。

全旅クーポンはWEB上のシステム【ANTA-NET (アンタ・ネット)】からの発券です。簡単な操作で見栄えも良く、煩わしい発券報告も不要です。

◆東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンについては、それぞれ先方のシステムと直接接続していますので、予約から発券までワンストップで可能です。
※TDRチケットの販売につきまして、海外における販売及び海外への卸販売は不可の為、国内販売のみのお取り扱いとなります。

精算にかかる経費・手間・時間、全旅クーポンが解決します！

ご精算は、毎月21日～翌月20日発券分を一括請求し、お支払は翌々月20日となります。
(株)全旅へ月に一度お支払いいただくだけです。受入施設毎に掛かっていた事務処理の軽減、振込手数料等、経費の削減が図れます。

まずはご入会を

全旅クーポンの発券には、弊社全旅クーポン会へのご入会が必要となり、全旅クーポン会には、正会員・準会員の2種類のご入会方法がございます。詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

正会員・準会員比較 (概要)

※(一社)全国旅行業協会の保証社員であるとともに、主たる営業所に置かれた弊社が指定する協力団体の会員であることが入会資格となります。保証社員になられた時期は問いません。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
正会員	開業から1年以上	5万円	20万円～300万円	預託保証金の10倍	原則代表者1名	券面金額の0.4%
準会員	開業から1年未満可	5万円	不 要	100万円 (固定)	原則代表者1名	券面金額の1.98%

※全旅クーポン会入会から1年間は、保証金200万円/月次発券限度額2,000万円が上限となります。(準会員からの移行は除く)
※加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査を実施させていただいております。
※年会費・月額使用料はございません。クーポン発券毎に保証料を徴収させていただいております。
※正会員については連帯保証人なしの設定も可能です。その場合、銀行保証の設定または保証金のみでの預託をいただき、月次発券限度額は、銀行保証取付額または預託保証金の1/2相当額となります。尚、発券保証料は不要となります。

全旅クーポン会にご入会いただきますと、
(株)日本旅行販売予約システム【aLINE】の商品が
全旅クーポンで精算可能です!!

保証金
不 要

精算
月1回
(後払い)

ノルマ
なし

クーポン会員様と(株)日本旅行様との提携契約を全旅が代理して締結致します。
(株)日本旅行様への保証金が不要、ノルマもありません。
(株)日本旅行様へのお支払は全旅クーポンで行いますので、精算は月1回です。(毎月20締め/翌月20日払い)

全旅クーポン会員特別料金でご利用可能

通常は、
初期導入費：1台目 10,000円(税別)
2台目～ 5,000円(税別)
利用料：年間 60,000円(税別)



全旅クーポン会員特別料金
初期導入費：1台につき5,000円(税別)
利用料：年間 24,000円(税別)

お問い合わせ 株式会社 全旅 クーポン事業部 (一社) 全国旅行業協会 事務受託会社
資料ご請求先 TEL03-5250-2088 FAX03-5250-2085 E-mail coupon@zenryo.co.jp

< 全旅より新しいサービスのお知らせ >

対面型カード決済サービス

対面決済で
ご利用可能!!

全旅ペイメント × Airペイ



必要なのは iPad または iPhone と
専用カードリーダー だけ

おトクでカンタン、気軽に導入できます

※加盟店契約は、決済サービス「Airペイ」を提供する株式会社リクルートライフスタイルとの契約になります。

メリット
1

決済手数料 は 業界最安水準 ※2

Visa / Mastercard®



※1 1.45%

JCB / American Express / Diners Club / DISCOVER



3.74%

※1 決済手数料1.45%はVisa、Mastercard®のみとなります。 ※2 2017年4月1日時点

メリット
2

振込手数料・月額利用料

無 料

※初期費用として、専用カードリーダー代19,800円が必要となります。
※iPadまたはiPhoneは、お客さまにてご用意いただきます。

メリット
3

最新のセキュリティで
安心・安全

読み取ったカード情報は、暗号化されiPadまたはiPhone、専用カードリーダーに残らないため、安心・安全な取引が可能です。

お申込み内容に不備がない場合、審査結果のメール通知まで3週間程度の期間が必要となります。
また、メール通知後、1週間程度で専用カードリーダーを配送いたします。
※目安の期間となりますので、審査状況、配送状況、およびカード会社の事情により、さらにお時間がかかる可能性があります。

お申込み
お問合せ



株式会社 全旅 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F
TEL.03-5250-7856 (9:00～17:30 / 土・日・祝 休み)

コース作成時間が1/10に短縮。
担当者の負担軽減、顧客満足度の向上につながっています。

Interview



富士観光バス株式会社
代表取締役：神山 一也様

User Profile

富士観光バス株式会社

住所

〒328-0124
栃木県栃木市野中町464-1
http://fujikankobus.com/
TEL：0282-23-3113
FAX：0282-22-6110

事業内容

国内旅行業
一般貸切旅客自動車運送事業
一般乗合旅客自動車運送事業
特定旅客自動車運送事業

資格



栃木県知事旅行業登録第2種-704号
安全性評価認定
SAFETY BUS 三つ星★★★



旅行業システムSP

導入事例

富士観光バス株式会社 様

どのようなお仕事ですか

バス事業と旅行事業を手がけています。バス事業は観光系の業務が8割で、
特定輸送と乗合バス(コミュニティバス)が1割です。

導入の目的・きっかけ

お客様へ旅行コースの提案や見積を提出する際に、提出期限に迫られて他の業務にも
影響がでていた。その時に、システムを利用している同業者から瞬時に行程・見積がでるシステムが
あるという話を聞いて問い合わせをしたことがきっかけです。

ここがスゴイ! 3つの導入効果

1

コース作成時間が今までの1/10に!

Before

一番のボトルネックだったコース作成業務。
今までは通常3時間、複雑なもので1日かかっていた。

After

コース作成業務が、1/10に短縮でき、あまった時間を
他の業務に使えるように。全体的な業務効率化へ。

2

営業担当者の心理的負担軽減

Before

相見積のある提案時は、ひとつの旅行で複数コースの作成が
必要な場合が多く、営業担当者の心理的負担が大きかった。

After

“コース作成が手間のかかる仕事”という
意識がなくなり心理的負担が減った。

3

すばやい提案で顧客満足度が向上

Before

複数コースの提案が必要な場合など、提出期限に迫られていた。

After

営業担当者の負担軽減で、お客様へすばやい提案ができ
顧客満足度向上に繋がった。

今後の取り組み

昨年都内に新しい営業所を開設しましたが、積極的に展開し、営業スタッフも増員し新規顧客を
開拓・拡大を計画しています。その中でもバス運行の安全性が社会での関心を集めていますので、
安全運行への投資と運転手への講習に力を入れています。また、栃木県バス協会の役員に
任命されていますので、会員のバス会社が健全な業務が出来るように積極的に活動をしています。

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
http://www.traveroute.jp/

株式会社ブロードリーフ 特販部
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

0120-47-2610

※記載内容は2017年11月現在のものです。※記載の会社名・商品名は、各社の登録商標または商標です。
※記載されている内容や仕様は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

旅行業 貸切バス システム 検索

当選者5名様 にクオカードが当たる!



タテのカギ

①複雑でわかりにくい不思議なこと。
②木靴の一種、サボと同じサンダル。
③イヌ、ネコ、ジンベエ、ホオジロの
あとに。
④筒井康隆の「夜を走る トラブル短
編集」で新撰組もの。
⑤明治初期、「北海道にじゃがいも

ヨコのカギ

を!」の芋判官○○定基。
⑥広告の文化論—その○○○○○
○○への誘い。
⑦cry for joy. 緩む涙管。
⑧「バカボンのパパ、これだいい○○。
⑨○○・すら・さへ・こそ・ぞ・なむ・かや
⑩新潟県の「県の鳥」。

①本の奥付の検印、○○○○○○○著「西洋旅案内」に始まる。
⑦large-pupilled eyes、うるんで見える○○○○○の目。
⑧○○に書く「椎」の字に九を加えたよう。
⑨魚釣りには、サオと○○とエサは欠かせません。
⑩人類はもう限界か、近未来のアメリカ学園都市が
舞台の小松左京作品。
⑬狭山事件、まず死刑判決、○○○○○は無期懲役
判決、再審請求棄却されて意義申立。
⑭「縦の○○はあなた 横の○○は私—中島みゆき
⑯もも栗三年柿八年、○○のばかやろ十三年。
⑰かぶれば生き物たちの会話が聞こえます。



プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想
を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャ
スターストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5
名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、4月25日。商品の発
送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太梓に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
「ヒント」とっても流行った曲名にもなりました。



1・2月号のパズルの答え



3月29日(木)	3月27日(火)	3月23日(金)	3月22日(木)	3月19日(月)	3月16日(金)	3月15日(木)	3月14日(水)	3月13日(火)	3月9日(金)	3月8日(木)	3月7日(水)	3月6日(火)	3月1日(木)	2月28日(水)	2月27日(火)	2月26日(月)	2月23日(金)	2月22日(木)	2月21日(水)	2月20日(火)	2月19日(月)	2月14日(水)	2月13日(火)	2月8日(木)	2月7日(水)	2月6日(火)		
第52回苦情弁済委員会	北信越地方支部長連絡会(富山)	海外ツアー適正取引推進委員会(東京)	第8回支店事務局長会議/第40回弁済業務副管理役会(東京)	日観振企画委員会(東京)	旅行業公正取引協議会第8回理事会(東京)	第10回支部長連絡会(東京)	第181回理事会(東京)	(株)全旅第4回取締役会(東京)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(岩手)	第17回常任理事会	明日の観光を考える会(東京)	監査法人監査	東海地方支部長連絡会(三重)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(三重)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(大阪)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(佐賀)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(東京)	旅行業公正取引協議会第7回理事会(東京)	東北地方支部長連絡会(宮城)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(長野)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(石川)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(広島)	監査法人監査	第38回総務財務委員会	改正旅行業法説明会(福岡)	平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修(埼玉)	第33回指導調査広報委員会	平成29年度第4回研修実務小委員会

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

◆外務省領事局

領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL：03-5501-8162(直通) TEL：03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み

◆インターネット/外務省海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

40



全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I U 損害保険株式会社



東京海上日動火災保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記
までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第五課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201